

# 第 1 実態調査の目的等

## 1 目的

この調査は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の運営に関する実態を明らかにする観点から、発電設備の認定状況、電力系統への接続状況、固定価格買取制度に係る収支状況及び費用負担調整業務の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

## 2 対象機関

### (1) 調査対象機関

経済産業省

### (2) 関連調査等対象機関

事業者、関係団体等

## 3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局

全局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

行政評価事務所

12 事務所（青森、秋田、山形、茨城、長野、富山、鳥取、高知、熊本、大分、宮崎、鹿児島）

## 4 実施時期

平成 26 年 12 月～27 年 9 月

## 5 用語の説明

本結果報告書における次の用語の定義は、それぞれ右のとおりである。

(1) 電気事業者 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する一般電気事業者（一般の需要に応じて電気を供給する事業を行う者）、同項第 6 号に規定する特定電気事業者（特定の供給地点における需要に応じ、電気を供給する事業を行う者。特定の地域内で、発電、送電及び配電に係る全ての設備を独自に有する。）及び同項第 8 号に規定する特定規模電気事業者（一定規模以上の需要に対応した電気の供給を行う事業者。多くは自ら維持運用する電線路を有さず、一般電気事業者が維持運用する電線路を通じて電気の供給を行う。）をいう。

(2) 電力会社 電気事業者のうち一般電気事業者をいう。北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力株式会社、北陸電力株式会社、中部電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社及び沖縄電力株式会社（いわゆる「10 電力会社」）のこと。

- (3) 発電事業者 電気事業者による再生可能エネルギーによる電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 6 条第 1 項の認定に係る発電に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した電気を供給しようとする者をいう。